

# 更新手続きのご案内 令和5年度版

—小児慢性特定疾病医療費受給者証—

岡山市

現在お持ちの小児慢性特定疾病医療費受給者証は、令和5年12月31日で有効期間が終了します。更新手続きを行わなかった場合や、基準に該当しない場合は、令和6年1月1日以降の医療費助成が受けられませんのでご注意ください。

## 更新申請は原則郵送での受付です。

※同封の返信用封筒に必要書類を封入してポストに投函してください。切手の貼付けは不要ですが、特定記録郵便や速達を利用される場合にかかる追加費用は自己負担となります。

### 1.更新申請受付期間

**令和5年10月2日(月) から 令和5年11月17日(金) まで**

※受付期間後でも、12月28日(水)までは更新手続きが可能ですが、新しい受給者証のお届けが遅くなる場合があります。

※有効期間内に更新手続きをされなかった場合は、資格喪失となります。

資格喪失後、満18歳以上の方は、小児慢性特定疾病医療費の再申請はできません。

### 2.申請に必要な書類

#### ☆全員提出が必要な書類

#### (1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(水色)

※同封しています。別添の「申請書記入例」をご確認のうえ記入してください。

#### (2) 小児慢性特定疾病指定医が作成した医療意見書

※同封していません。医療機関へ作成を依頼してください。

※成長ホルモン治療を行う場合、成長ホルモン治療用意見書(令和5年9月1日以降の身長等の測定値が記載されたもの)が別途必要です。

#### (3) 受診者(児童)本人の健康保険証のコピー

※国民健康保険、国民健康保険組合の方は、加入者全員分を提出してください。

#### (4) 小児慢性特定疾病 療養おたずね票

#### ☆この他に、申請内容によって必要となる書類があります

※2ページをご確認の上、必要書類を提出してください。

## ◎申請内容によって必要となる書類

### 1. 負担上限額の特例申請をする場合

対 象 と な る 方		必 要 書 類
負 担 上 限 額 の 特 例	<b>「重症」</b> 小児慢性特定疾病に起因したもので、重症患者認定基準に該当すれば、申請により自己負担上限月額が減額される場合があります。	<b>必要書類：</b> ・重症患者認定申告書（保護者が記載） ・重症患者に該当することがわかる状態が記載されている医療意見書や、身体障害者手帳（1・2級）のコピー等 ※現在該当している方のみ申告書（ピンク色）を同封しています。新たに申請をする方は、保健所にご相談ください。
	<b>「高額かつ長期」</b> 高額な医療が長期的に継続する者のうち、該当すれば申請により自己負担上限月額が減額される場合があります。	<b>必要書類：</b> ・医療費が確認できる受給者証の負担上限管理票のコピー等 ※重症患者認定申告書の提出は不要です。 ※申請月を含めた12か月（ただし、支給認定をうけた後に限る）の間に、認定を受けた疾病に関する月ごとの医療費（10割分）の総額が、5万円を超えた月が6回以上あることが必要です。
	<b>「按分（あんぶん）」</b> 同じ医療保険の加入者に、「小児慢性特定疾病医療受給者証」または、「特定医療費（指定難病）医療受給者証」をお持ちの方がいる場合（申請中も含む）、または受給者（児童）本人が別の疾病で「特定医療費（指定難病）受給者証」をお持ちの方は申請により自己負担上限月額が按分されます。	<b>必要書類：</b> <同じ医療保険に加入している方の場合> 特定医療費（指定難病）医療受給者証のコピー もしくは 小児慢性特定疾病医療受給者証のコピー <受診者（児童）本人の場合> 別の疾病で認定を受けている「特定医療費（指定難病）受給者証」のコピー ※受給者毎に手続きが必要です。
	<b>「人工呼吸器等装着者」</b> 小児慢性特定疾病に起因したもので人工呼吸器等を常時装着している方。	<b>必要書類：</b> 人工呼吸器等装着者証明書（医師が記載） ※現在該当している方のみ証明書（黄色）を同封しています。新たに申請をする方は、保健所にご相談ください。

### 2. 成長ホルモン治療を継続される方

対 象 と な る 方	必 要 書 類
成長ホルモン治療を行っている方	<b>必要書類：</b> 成長ホルモン治療用意見書（継続申請用） ※意見書に記載する直近の身長等は <b>令和5年9月1日以降</b> の値が必要です。 ※成長ホルモン治療には終了基準がございます。医療機関にご確認ください。

### 3. 非課税世帯かつ保護者の年収が80万円以下である方

対 象 と な る 方	必 要 書 類
次の①～③を全て満たす方 ① 同じ医療保険の加入者全員が市民税非課税 ② 保護者の年収が80万円以下の場合 ③ 右に掲げる非課税収入のある方	令和4年1月から令和4年12月の年金（障害年金・遺族年金）、手当（特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当など）の支給額が確認できるもの（例：年金証書・手当証書・通帳のコピー等）

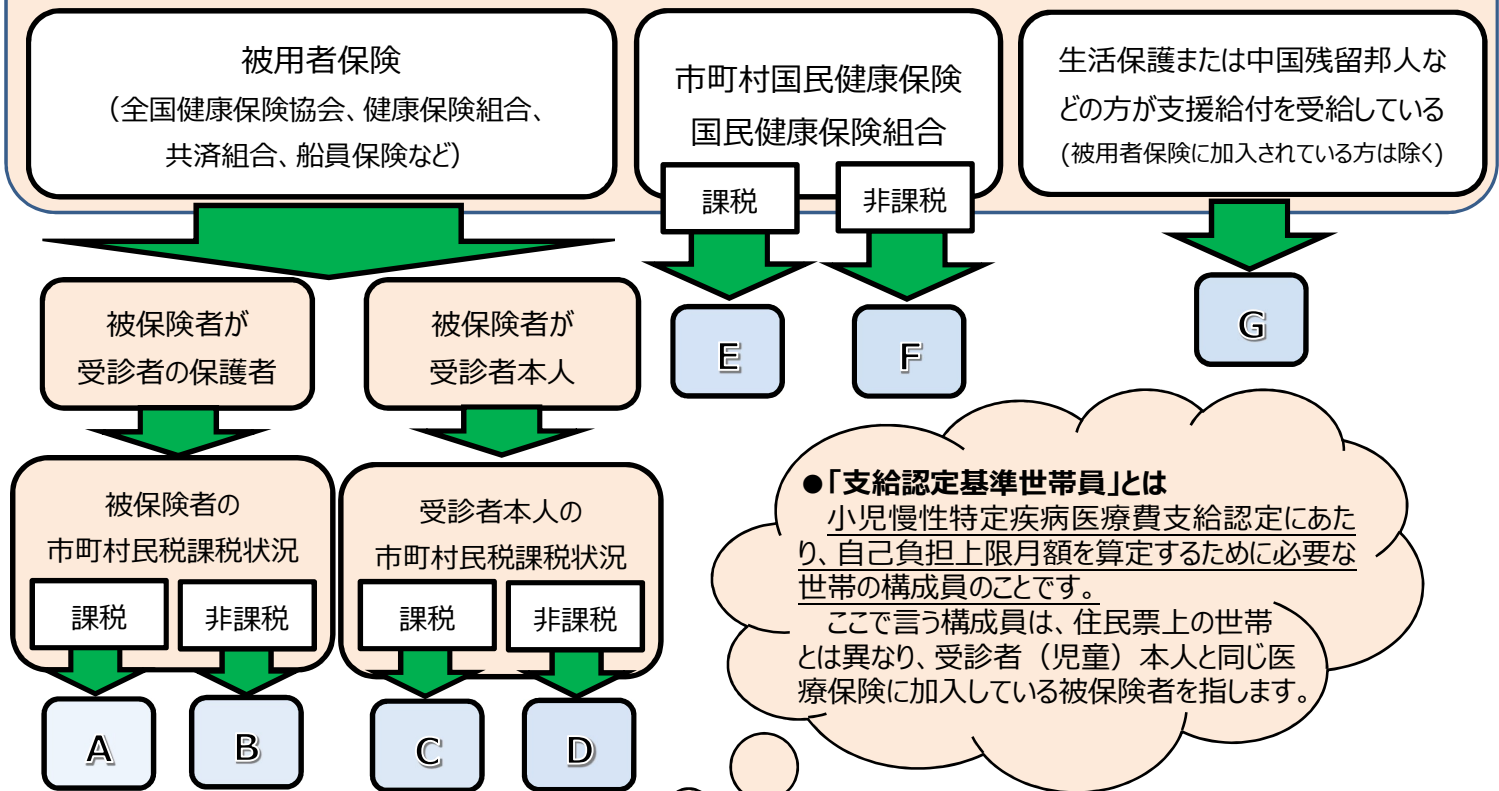
### 4. 支給認定基準世帯員等に変更があった方

対 象 と な る 方	必 要 書 類
支給認定基準世帯員に変更があった場合または世帯員のマイナンバーに変更がある場合（支給認定基準世帯員については、3ページをご確認ください）。	変更内容の分かる書類のコピー ・保険証、マイナンバーカード、個人番号通知カード 等 ・受診者（児童）、保護者、受診者（児童）と同じ医療保険で変更になった方のマイナンバーが分かるもの

## ■自己負担上限月額の算定について

自己負担上限月額は、以下の「支給認定基準世帯員」の市民税（所得割）課税年額等に基づき算定します。

### 受診者（児童）が加入している医療保険



●「支給認定基準世帯員」とは  
 小児慢性特定疾病医療費支給認定にあたり、自己負担上限月額を算定するために必要な世帯の構成員のことです。  
 ここで言う構成員は、住民票上の世帯とは異なり、受診者（児童）本人と同じ医療保険に加入している被保険者を指します。

支給認定基準世帯員となる方	
A	被保険者
B	受診者（児童）の保護者
C	受診者（児童）本人
D	受診者（児童）の保護者
E	同じ国民健康保険（組合）に加入している方全員
F	受診者（児童）の保護者
G	受診者（児童）本人

**注意事項**

支給認定基準世帯員となる方で次の①～⑤のどれにも当てはまらない方は市民税の申告が必要です。

- ①前年の所得について、所得税や市民税の申告をしている方
- ②前年の所得について、勤務先から給与支払い報告書が市に提出されている方
- ③前年に、老齢基礎年金など、課税対象となる年金を受給している方
- ④未成年（18歳未満）のうち、前年の収入がない方
- ⑤上位区分となることが明らかである世帯の方

## ■所得の申告について

支給認定基準世帯員についての市民税所得割額が確認できない場合は、上位区分（自己負担上限月額15,000円）で認定することになります。

そのため、上記「注意事項」に該当する方は、各区市税事務所で所得の申告（「令和5年度市民税・県民税申告書」の提出）をしてください。

※令和5年1月1日時点で岡山市外におられた方は前住所地への申告が必要な場合があります。

●市民税の所得の申告場所（個人情報に関する内容は電話ではお答えできません。）

北区市税事務所 市民税係	086-803-1176	北区大供一丁目2-3 岡山市役所分庁舎1階
中区市税事務所 市民税係	086-901-1609	中区浜三丁目7-15 中区役所1階
東区市税事務所 市民税係	086-944-5011	東区西大寺南一丁目2-4 東区役所1階
南区市税事務所 市民税係	086-902-3511	南区浦安南町495-5 南区役所1階

## ■自己負担上限月額一覽

※血友病等患者は、自己負担なし

(単位：円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割まで		
			自己負担上限額（外来＋入院＋薬代＋訪問看護）		
			一般	「重症」 又は 「高額かつ長期」	人工呼吸器等 装着者
生活保護等	－		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税（世帯）	世帯年収 80万円以下	1,250	1,250	500
低所得Ⅱ		世帯年収 80万円超	2,500	2,500	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上 所得割額 7.1万円未満		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ	市町村民税課税 所得割額 7.1万円～25.1万円未満		10,000	5,000	
上位所得	市町村民税課税 所得割額 25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食費			1 / 2 自己負担 (生活保護は自己負担なし)		

## ■手続きについての注意事項

1. 意見書は小児慢性特定疾病指定医が作成したものに限り、事前に医療機関にご確認ください。
2. 医療意見書は令和5年8月1日以降に作成されたもののみ更新申請に使用することが可能です。  
また、成長ホルモン治療用意見書（継続申請用）に記載する直近の身長等は、令和5年9月1日以降の値が必要です。
3. 更新を行った受給者証の有効期間は原則として令和6年12月31日までとなりますが、令和6年中に20歳を迎える方の有効期間は、20歳の誕生日の前日までとなります。
4. 受給者証の記載事項に変更がある場合（医療保険・住所の変更等）は、速やかに届出をお願いします。
5. 審査の経過等により、受給者証の送付が令和6年1月1日以降になる場合がございます。その際は受給者証が届くまでは通常の医療費をお支払いいただき、後日償還払いの手続きをすることで岡山市より返金をいたします。

### ■更新申請の提出先・お問い合わせ先

〒700-8546

岡山市北区鹿田町1丁目1番1号

岡山市保健所健康づくり課 特定疾病係

電話 (086)803-1271

FAX (086)803-1758

【岡山市小児慢性特定疾病ホームページへのアクセス】

岡山市トップページ > 暮らしの情報 > 子育て・教育 > 出産・子育て > 手当・助成金 > 医療助成

または、 で